

法律図書館連絡会ホームページ管理規程

(法律図書館連絡会幹事会決定 平成 22 年 5 月 28 日)

(変更 平成 23 年 9 月 12 日)

1. 設置

法律図書館連絡会の活動に関連する情報を掲載するため、法律図書館連絡会ホームページ(以下、「ホームページ」という。)を設置する。

2. 管理

ホームページの管理は、法律図書館連絡会幹事会(以下、「幹事会」という。)がこれを行い、総会で状況を報告する。

3. 運用担当者

1. 幹事会は、法律図書館連絡会会員よりホームページ運用担当者(以下、「運用担当者」という。)を選任する。
2. 運用担当者は、ホームページの維持に必要な業務および掲載情報の更新を行う。なお、掲載情報の更新およびリンク形成については、4 条、5 条の定めに基づいてこれを行う。
3. ホームページについて寄せられた意見、苦情等は、運用担当者より幹事会に報告する。

4. 掲載情報

1. ホームページに掲載する情報は、幹事会において予め確認を行う。ただし、各委員会等に更新を委任した情報については、この限りではない。
2. ホームページに掲載する情報は、守秘義務、著作権、個人情報保護に関する法令等に反するものであってはならない。不適切と判断された情報は、幹事会の責任でこれを削除することができる。

5. リンク形成

1. 外部機関のホームページとのリンク形成については、幹事会でこれを決定し、相手方のリンク形成に関する方針を確認のうえで連絡等の処理を行う。リンク形成は幹事会からの連絡を受けて、運用担当者が必要な作業を行う。
2. 外部機関や法律図書館連絡会加盟館からの本ホームページへのリンク形成は、自由に行なえるものとする。
3. リンク形成後、本ホームページの正常な運用に著しく支障をきたすことが認められた場合は、運用担当者は幹事会に確認した上でリンクの設定を解除するものとする。

6. 免責事項

本ホームページに掲載されている情報や、リンクされている他者のホームページの情報の利用によって生じた損害について、法律図書館連絡会はその責任を負わないものとする。

7. その他

本規程に記載されていない事項については、必要に応じて、幹事会が関係者と別途協議するものとする。

8. 規程の改廃

この規程の改廃は幹事会が行い、総会に報告する。

9. 附則

この規程は、平成 22 年 10 月 15 日から施行する。